品川区産後ケア（宿泊型）事業実施要綱

制定平成２８年１１月１日区長決定要綱第２５２号
改正令和５　年　１月４日区長決定要綱第　　２号
改正令和６　年３月２９日区長決定要綱第１２５号

（目的）

第１条　この要綱は、産後ケアを希望する出産後の母親および乳児に対して、区が指定する産科医療機関に宿泊することで、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行う産後ケア（宿泊型）事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　本事業の対象者は、区内に住所を有する産後５か月未満の母親およびその乳児とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

２　前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、本事業を利用することができる。

（事業内容）

第３条　本事業において行うサービスは、次の各号に掲げる内容とする。

（１）産後における母体管理および生活面の指導

（２）乳児の世話、発育・発達等のチェック

（３）母乳に関する相談および授乳方法などの指導

（４）沐浴方法および乳児に対するスキンケアの方法に関する指導

（５）その他必要とする保健指導

（６）食事の提供

（事業の委託）

第４条　本事業は、区が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が実施するものとする。

２　委託事業者は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（１）産後ケアに関する知識および技術において高い専門性を確保し、分娩入院の取り扱いがあること。

（２）利用者の居室（宿泊室）、カウンセリング室、乳児保育室、体操等を行う多目的室、その他必要な設備を有すること。

（３）２４時間体制で１名以上の助産師、保健師または看護師が勤務していること。

（４）前条各号に規定する事業内容を提供できること。

（利用日数等）

第５条　本事業の利用期間は次のとおりとする。

（１）出産した医療機関で継続して本事業を利用する場合（以下「継続滞在型」とい

う。）２泊３日以内

（２）　出産した医療機関から転院して本事業を利用する場合（以下「転院型」という。）３泊４日以内

２　前項に掲げるもののほか、出産した医療機関を退院した後に本事業を利用する場合は転院型と同様とする。

（利用申請）

第６条　本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区産後ケア（宿泊型）事業利用申請書（第１号様式）により利用する２週間前までに区長に申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ない事情があると認める場合は、本事業の利用後に同項の申請書の提出を行うことができる。

（利用の承認の決定等）

第７条　区長は、前条第１項の規定により申請があった揚合において、利用を承認することに決定したときは品川区産後ケア（宿泊型）事業利用承認通知書（第２号様式）により、利用を承認しないことに決定したときは品川区産後ケア（宿泊型）事業利用不承認通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（実費の徴収）

第８条　区が委託した事業者（以下「受託者」という）は、本事業を利用する者（以下「利用者」という。）から、産後ケアに要する実費（以下「実費」という。）を徴収することができる。

２　実費の上限額は、1 泊につき 7,500 円とする。この場合において、利用者が多胎のときの実費は、1 泊につき２人目以降の子１人あたり 2,000 円を上限として加算することができる。ただし、事業利用時の食事代にかかる実費は当該実費の上限額に含めないものとする。

（助成）

第８条の２　区は、利用者が事業の利用に際し、実費を負担したときは、次の各号に掲げる世帯（住居を共にせず、生計を同一にしている場合も含む。以下同じ。）に応じて、実費のうち当該各号に定める額を助成する。ただし、事業利用時の食事代は助成の対象としない。

（１）生活保護世帯　全額

（２）非課税世帯　２分の１の額

２　前項に規定する助成は、利用者が、実費から前項各号に定める助成金額を差し引いた金額を、受託者に支払う方法で行う。

（実績等の報告および委託料の請求）

第９条　委託事業者は、本事業の利用実績があった月の翌月１５日までに品川区産後ケア（宿泊型）事業実施結果報告書（第４号様式）および委託料請求書を区長に提出しなければならない。

２　委託事業者は、本事業の実施に際して、事故が生じた場合その他本事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を区長に報告しなければ

ならない。

（個人情報の保護）

第１０条　委託事業者は本事業の実施にあたり、区長から提供された利用者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

（１）個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。

（２）本事業の目的以外の目的に個人情報を利用しないこと。

（３）個人情報を第三者に提供しないこと。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

付則

この要綱は、平成28年11月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和５年３月１日から適用する。

付則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。